

# 経済安全保障政策及びサイバーセキュリティ政策に関連する制度の概要

	経済安全保障推進法	サイバーセキュリティ基本法
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民生活及び経済活動の基盤となっている「特定社会基盤役務」（基幹インフラ）の安定的な提供を確保することの重要性に鑑み、所要の制度を創設。</li> <li>基幹インフラの重要設備が役務の安定的な提供を妨害する行動の手段として使用されることを防止するため、国が一定の基準のもと、規制対象とする事業（特定社会基盤事業）・事業者（特定社会基盤事業者）を指定。</li> <li>指定された事業者が、国により指定された重要設備（特定重要設備）の導入・維持管理等の委託をしようとする際には、事前に国に届出を行い、審査を受ける。</li> <li>国は、当該特定重要設備が妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいと認めるときは、妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で導入等を行うこと等を勧告（命令）できる。</li> <li>対象事業は、鉄道、航空、空港等の14分野。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題となっている状況に鑑み、所要の制度を創設。</li> <li>重要インフラ事業者を「国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業を行う者」と定義(基本法第3条)。</li> <li>重要インフラ行動計画（戦略本部決定）に基づき、緊密な官民連携の下、障害対応体制や情報共有体制の強化等を実施。</li> <li>防護すべき重要インフラ分野として、航空、空港、鉄道、物流等の14分野を行動計画で指定。</li> </ul>
位置付け等の「港湾」	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾に関連する事業は、審査対象分野とはされていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾は重要インフラ分野としては位置づけられていない。</li> <li>※「物流」分野の重要インフラサービスとして、港湾運送事業が位置づけられている。</li> <li>⇒ 港湾運送事業者等に対し、「物流分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」を参考に、サイバーセキュリティ対策の徹底を図るよう注意喚起を実施。</li> </ul>

- 事業運営の適切性を確保する観点から、当該事業ごとの特性を踏まえ、必要な事項を規律する事業ごとの法（事業法）も存在。その中には、個別事業の特性を踏まえ、サイバーセキュリティの確保を求めているものも存在。